

# 2018年度 物療校友会 総会資料

日 時：2019年6月1日（土）

午後2時00分開会

会 場：大阪市立難波市民学習センター

OCAT ビル4階

物 療 校 友 会

## 2018年度 物療校友会 総会

定期総会 : 14時00分～17時00分

- 一 . 開 会 の 辞
- 一 . 会 長 挨 拶
- 一 . 来 賓 挨 拶
- 一 . 総 会 次 第

議 長 選 出

書記ならびに議事録署名人の選出

議 事

2018年度事業報告

2018年度決算報告

2018年度監査報告

審議事項 会則変更

2019年度事業計画 (案)

2019年度予算 (案)

その他

- 一 . 閉 会 の 辞

以 上

## 2018年度 事業報告

### ◆ 事業部

事業部部長 木下 淳一

1. 年次総会の開催 2018年5月19日 (難波学習センター)
2. 役員会の開催 第1回 2018年6月16日 第2回 2018年7月21日  
第3回 2018年12月22日
3. 学会時懇親会の開催  
日本放射線技術学会総会学術大会時 懇親会(横浜) 2018年4月14日  
日本診療放射線技師学術大会時 懇親会(山口) 2018年9月22日
4. 他校校友会・学友会との交流  
第20回放射線合同交流会 参加 2018年8月18日  
(大阪国際がんセンター)
5. 平成30年度大阪物療大学同窓会臨時総会参加  
2018年9月2日(堺市)
6. 大阪物療大学卒業式 参列および記念品贈呈 2019年3月6日(大阪市)

### ◆ 学術部

学術部部長 宮原 哲也

1. 放射線部会の開催
  - 1-1. 第49回 物療校友会学術部放射線部会 勉強会 参加人数：28名  
2018年6月16日(土) 阿倍野市民学習センター 第2研修室  
『疾患の好発部位を念頭において撮影すると一般撮影はこんなに楽しい  
&腰椎立位 PA 半切撮影』 育和会記念病院 湯山 浩 先生  
『膝 OA から人工関節 (TKA) 撮影について』 奈良県立医科大学附属病院 安藤 英次 先生
  - 1-2. 2018年度 物療校友会学術部放射線部会 一泊研修会 参加人数：17名  
2018年11月3日(土)～11月4日(日) サンライズ淡路 兵庫県  
教育講演① 『医療従事者の被ばくを考える』 産業医科大学病院 永元 啓介 先生  
特別講演 『CTの画像評価についてお伝えしたいこと』 大阪急性期・総合医療センター 三浦 洋平 先生  
基礎講演① 『頭部領域の読影の基礎』 姫路医療センター 喜田 真一郎 先生  
一般演題  
『血栓回収療法における希釈造影 CBCT 撮影を用いた collateral flow による  
閉塞部遠位血管の描出』 大阪警察病院 泉 夏彦

『Adamkiewicz 動脈の描出能に対する Model Based Iterative Reconstruction  
の有用性』 京都大学医学部附属病院 北澤 絹子  
ディスカッション

『血栓回収時における技師の役割について』 多根総合病院 夏日 勇人  
基礎講演② 『胸部立位 X 線撮影から学ぶ一般撮影の基礎』

大阪急性期・総合医療センター 宮原 哲也 先生  
教育講演② 『ノンテクニカルスキルについて考えよう』

近畿大学医学部附属病院 西 環 先生

1-3. 第 50 回 物療校友会学術部放射線部会 勉強会 参加人数： 17 名

2019年3月2日(土) 阿倍野市民学習センター 第2研修室

『当院における読影補助のあり方 ～急性腹症～』

近畿大学医学部附属病院 角森 靖弘 先生

『初期診療における X 線単純撮影の救世主?! ～FPD を使いこなすための ABC～』

奈良県立医科大学附属病院 中前 光弘 先生

◆ 広報部

広報部部长 井森 優紀

1. 校友会HPの活用

- ・総会の議事録の掲載
- ・第20回放射線合同交流会のお知らせ
- ・学術部主催の研修会のお知らせおよび報告

放射線部会(4回/一泊研修は第3・4回とカウント)

- ・懇親会事業(4月:横浜、9月:山口)のお知らせ及び報告

2. 懇親会事業のお知らせ

3. 校友会会報 簡易版発送

4. その他

◆ 庶務部

庶務部部长 西垣外 尚弘

1. 総会、役員会の資料作成と議事録作成

2. 会員名簿の管理・会員の入退会の処理

3. 会員の連絡対応

4. 年会費振込のコンビニ対応の準備

5. 校友会事業を円滑に運営するための庶務事業(会計処理等)

6. その他

◆ 2018年度活動報告

【業務執行報告】

2018年

3月18日	校友会 会報発送 (No.27)	1520部	
4月2日	大阪物療大学入学式		辻参列
4月14日	日本放射線技術学会総会学術大会時 懇親会 (横浜)		13名
4月27日	校友会 2017年度監査実施		難波御堂筋ホール
4月27日	校友会 2018年度第1回役員会		難波御堂筋ホール
5月19日	校友会 2017年度総会開催	難波学習センター	20名
	来賓 大阪物療大学同窓会		2名
6月16日	第49回療校友会学術部放射線部会 勉強会		参加人数: 28名
7月21日	校友会 2018年度第2回役員会		難波御堂筋ホール
8月18日	第20回放射線合同交流会出席		出席者: 14名
9月2日	大阪物療大学同窓会 臨時総会出席		西 参加
9月22日	日本診療放射線技師学術大会時 懇親会 (山口)		4名
11月3日	大阪府診療放射線技師会 記念大会		北村 参加
11月3・4日	2018年度物療校友会学術部放射線部会 一泊研修会 (淡路島)		17名
12月22日	校友会 2018年度第3回役員会開催		大阪市

2019年

3月2日	第50回 物療校友会学術部放射線部会 勉強会		17名
3月6日	大阪物療大学 学位記授与式参列		西参列
	大阪物療大学卒業時パーティーに出席し卒業記念品を贈呈		
3月23日	会報等 発送準備 (役員)		
3月24日	校友会会報発送 (No.28)		1497部

【大阪物療大学関連事項】

大阪物療大学入学式参列		辻参列
理事長面談	2回	西出席
大阪物療大学5期生学位授与式参列		西参列

正味財産増減計算書  
2018年4月1日 から 2019年3月31日まで

1. 一般会計

(単位:円)

科 目	決算額	予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 事業費			
会費	169,000	250,000	△ 81,000
会費収益計	169,000	250,000	△ 81,000
② 諸収益			
寄付金	169,000	30,000	139,000
雑収益	307	500	△ 193
諸収益計	169,307	30,500	138,807
経常収益計	338,307	280,500	57,807
(2) 経常費用			
① 事業費			
大学支援部事業費		閉鎖	
学生賛助費	0	0	0
交通費	0	0	0
通信費	0	0	0
会議費	0	0	0
事務費	0	0	0
雑費	0	0	0
大学支援部事業費計	0	0	0
組織部事業費		閉鎖	
活動賛助費	0	0	0
交通費	0	0	0
印刷費	0	0	0
通信費	0	0	0
会議費	0	0	0
事務費	0	0	0
雑費	0	0	0
組織部事業費計	0	0	0
事業部事業費			
事業費	207,120	270,000	△ 62,880
総会費	102,366	120,000	△ 17,634
交通費	0	0	0
学生賛助費	82,944	100,000	△ 17,056
印刷費	13,830	5,000	8,830
通信費	10,731	10,000	731
会議費	0	2,000	△ 2,000
事務費	0	2,000	△ 2,000
雑費	648	1,000	△ 352
事業部事業費計	417,639	510,000	△ 92,361
広報部事業費			
印刷費	35,024	40,000	△ 4,976
発送費	126,424	130,000	△ 3,576
HP管理費	64,540	100,000	△ 35,460
取材費	0	2,000	△ 2,000
会議費	0	2,000	△ 2,000
事務費	0	1,000	△ 1,000
雑費	648	1,000	△ 352
広報部事業費計	226,636	276,000	△ 49,364

学術部事業費			
研修・研究費	80,000	80,000	0
会議費	20,000	40,000	△ 20,000
印刷費	14,472	30,000	△ 15,528
通信費	0	5,000	△ 5,000
事務費	0	2,000	△ 2,000
雑費	108	1,000	△ 892
学術部事業費計	114,580	158,000	△ 43,420
庶務部事業費			
給与手当費	265,050	300,000	△ 34,950
会議費	0	1,000	△ 1,000
印刷費	0	5,000	△ 5,000
通信費	74,965	80,000	△ 5,035
事務費	14,902	10,000	4,902
雑費	11,450	15,000	△ 3,550
庶務部事業費計	366,367	411,000	△ 44,633
予備費			
予備費計	20,108	100,000	△ 79,892
事業費計			
經常費用計	1,145,330	1,455,000	△ 309,670
当期經常増減額	△ 807,023	△ 1,174,500	367,477
2. 投資活動収支の部			
(1) 投資活動収入			
定期預金への繰入金	0	0	0
(2) 投資活動支出			
積立金取崩支出額	0	0	0
積立金当期積立額	0	0	0
投資活動支出計	0	0	0
当期經常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 807,023	△ 1,174,500	367,477
一般正味財産期首残高	4,297,121	4,297,121	0
一般正味財産期末残高	3,490,098	3,122,621	367,477
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	3,490,098	3,122,621	367,477

# 正味財産増減計算書総括表

2018年4月1日 から 2019年3月31日まで

(単位:円)

科 目	一般会計	積立 定期預金	合計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 受取会費	169,000	0	169,000
② 事業収益	0	0	0
③ 諸収益			
寄付金	169,000	0	169,000
雑収益	94	213	307
経常収益計	338,094	213	338,307
(2) 経常費用			
① 事業費	1,145,330	0	1,145,330
経常費用計	1,145,330	0	1,145,330
当期経常増減額	△ 807,236	213	△ 807,023
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
一般会計からの繰入額	0	0	0
定期預金からの繰入額	1,001,204	0	1,001,204
経常外収益計	1,001,204	0	1,001,204
(2) 経常外費用			
一般会計への繰出額	0	1,001,204	1,001,204
定期預金への繰出額	0	0	0
経常外費用計	0	1,001,204	1,001,204
当期経常外増減額	1,001,204	△ 1,001,204	0
当期一般正味財産増減額	193,968	△ 1,000,991	△ 807,023
一般正味財産期首残高	791,790	3,505,331	4,297,121
一般正味財産期末残高	985,758	2,504,340	3,490,098
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	985,758	2,504,340	3,490,098

## 2018年度 財産目録

2019.3.31現在  
(単位 円)

(通常会計資産)

科 目	金 額		備 考
現金	0		
普通預金	692,854	紀陽銀行鳳支店	
郵便振替	292,904	鳳郵便局	
計	985,758		

(定期預金資産)

(単位 円)

科 目	金 額		備 考
定期預金	501,119	紀陽銀行鳳支店	①:2009年度
定期預金	1,001,423	紀陽銀行鳳支店	②:2010年度
定期預金	0	紀陽銀行鳳支店	③:2013年度(解約)
定期預金	1,001,798	紀陽銀行鳳支店	④:2013年度
計	2,504,340		

## 2018年度 備品目録

2019.3.31現在  
(単位 円)

品名	数量	購入金額	摘 要	購入年度
パソコン	1	109,800	NEC-PCVN370MSW	2013年度
プリンター	1	19,800	EP805AW	2013年度
電話器	1	14,350	KXPD502DLW	2013年度
プロジェクター	1式	72,438	EPSON EB-W05	2017年度
計		216,388		







2019年4月27日(土)

## 2018年度 監査報告

物療校友会  
会長 西 環 殿

監事 北村 博司 

監事 芝本 卓矢 

本会・会則第16条第3項により2018年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の会計事務および会計等の執行状況を監査いたしました。その結果を会則16条4項に基づき報告します。

### 記

#### 1. 監査実施日

2019年4月27日(土)

#### 2. 監査場所

阿倍野学習センター 多目的室

#### 3. 監査方法

- 1) 会務執行状況は、事業報告書・領収書等で検証しました。
- 2) 会計帳簿と証票書類(払込取扱票)、預金通帳等を照合し、決算内容について厳正に整合性をもって監査を行いました。

#### 4. 監査結果

- 1) 担当役員の職務は、厳正に履行されていました。
- 2) 財産および会計収支決算状況は各科目にわたり適正に財務執行されていました。

#### 5. 指摘事項

特になし

#### 6. 謝辞

物療学園の隆盛および物療校友会の発展にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

以上

## 2019年度 事業計画（案）

◆事業部 事業部部長 木下 淳一

1. 年次総会の開催
2. 役員会の開催
3. 学会時懇親会の開催（春季1回、秋季1回）
4. 他校校友会・学友会との交流
5. 大阪物療大学の卒業生との関係促進事業
6. その他

◆学術部 学術部部長 宮原 哲也

1. 勉強会（放射線部会）の開催（年4回）  
2019年 7月 第51回勉強会 2019年10月 一泊研修会  
2020年 2月 第52回勉強会 ※：1泊研修会は2日間のため2回分とする
2. 理学・作業療法部会との合同勉強会の開催検討
3. 勉強会に伴う4回の幹事会の開催
4. その他

◆広報部 広報部部長 井森優紀

1. HPの運用
2. 総会のお知らせ
3. 他校校友会・学友会との交流活動のお知らせ
4. 学術部主催の研修会開催のお知らせ・報告
5. 校友会会報（物療校友会）を簡易版の発行
6. その他

◆庶務部 庶務部部長 夏日勇人

1. 総会、役員会の資料作成と議事録作成
2. 会員名簿の管理・会員の入退会の処理
3. 会員の連絡対応
4. 校友会事業を円滑に運営するための庶務事業（会計処理等）
5. 新たな入会金および年会費振込み方法の検討
6. その他

## 2019年度 物療校友会予算案

2019年4月1日 から 2020年3月31日まで

(単位:円)

科 目	2019年度予算額		2018年度予算額		増 減
	一般会計	積立定期	一般会計	積立定期	
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 事業費					
入会金	100,000		0		100,000
会費	250,000		250,000		0
会費収益計	350,000		250,000		100,000
② 諸収益					
寄付金	200,000		30,000		170,000
雑収益	500	500	500	500	0
諸収益計	200,500	500	30,500	500	170,000
経常収益計	550,500	500	280,500	500	270,000
(2) 経常費用					
① 事業費					
事業部事業費					
事業費(会議費含む)	220,000		270,000		△ 50,000
総会費	120,000		120,000		0
交通費(廃止)	0		0		0
学生賛助費	100,000		100,000		0
印刷費	5,000		5,000		0
通信費	10,000		10,000		0
会議費(廃止)	0		2,000		△ 2,000
事務費	2,000		2,000		0
雑費	1,000		1,000		0
事業部事業費計	458,000		510,000		△ 52,000
広報部事業費					
印刷費	35,000		40,000		△ 5,000
発送費	120,000		130,000		△ 10,000
HP管理費	65,000		100,000		△ 35,000
取材費	2,000		2,000		0
会議費	2,000		2,000		0
事務費	1,000		1,000		0
雑費	1,000		1,000		0
広報部事業費計	226,000		276,000		△ 50,000

(単位:円)

科 目	2019年度予算額		2018年度予算額		増 減
	一般会計	積立定期	一般会計	積立定期	
学術部事業費					
研修・研究費	80,000		80,000		0
会議費	20,000		40,000		△ 20,000
印刷費	15,000		30,000		△ 15,000
通信費	3,000		5,000		△ 2,000
事務費	2,000		2,000		0
雑費	1,000		1,000		0
学術部事業費計	121,000		158,000		△ 37,000
庶務部事業費					
給与手当費	300,000		300,000		0
会議費	1,000		1,000		0
印刷費	5,000		5,000		0
通信費	80,000		80,000		0
事務費	20,000		10,000		10,000
雑費	10,000		15,000		△ 5,000
振込システム導入費(今期のみ)	60,000		0		60,000
庶務部事業費計	476,000		411,000		65,000
事業活動支出合計	1,281,000	0	1,355,000	0	△ 74,000
事業活動収支差額	△ 730,500	500	△ 1,074,500	500	344,000
2. 投資活動収支の部					
(1) 投資活動収入					
積立金当期積立額	0	0	0	0	0
投資活動収入計	0	0	0	0	0
(2) 投資活動支出計					
積立金取崩支出		0		0	0
積立金当期積立額	0	0	0	0	0
投資活動支出計	0	0	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0	0	0
3. 予備費支出					
予備費支出	100,000	0	100,000	0	0
当期支出差額	△ 830,500	1,000	△ 1,174,500	1,000	344,000
前期繰越金支出差額	985,758	2,504,340	791,790	3,505,331	△ 807,023
次期繰越金収支差額	155,258	2,505,340	△ 382,710	3,506,331	△ 463,023

## ■ 総会議題 会則変更について

定期総会にて下記内容の会則変更を議題として提案します。

『年会費未納者に対する対策』と『大阪物療大学卒業生及び在学生の受け入れ対策』のため会則変更を提案いたします。

### 《年会費未納者に対する会則》

【追加】（入会/会員資格の喪失/会員資格喪失に伴う権利及び義務/喪失した会員資格の復帰）  
（入会等）

第9条 本会の掲げる目的に賛同した者が入会届を提出し、会長の承認を得ることにより入会とする。

2 会員が次の各号の一に該当する場合にはその資格を喪失する。

- (1) 任意退会したとき。
- (2) 2019年3月31日より遡り、連続して5年以上の期間会費を滞納しているとき。
- (3) 2019年度以降の会費納入において、各年度の前年度3月末迄に連続して2年以上の期間会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

3 会員が前項各号の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。

4 本会は会員がその資格を喪失した場合において、既納の入会金及び年会費並びにその他の供出金品はこれを返還しない。

5 第3項により喪失する権利は、総会等での選挙権及び総会案内を含めた各種書類の発送、並びに本会主催の事業における会員特約の権利等とする。

6 第2項各号に該当しその資格を喪失した者は、会員資格の復帰のための書類を提出し、復帰年度の年会費納入を確認することにより会員資格を復帰できる。ただし、資格復帰登録日は年会費の納入日から1カ月後とする。

【追加】（解散）

第11条 本会は次の各号のいずれかに該当する場合は解散できる。

- (1) 会員より解散案が提示され、総会の決議（会員の有権者の2分の1の賛成）があるとき
- (2) 会員数が維持できないとき
- (3) 合併するとき（合併により本会が消滅する場合）
- (4) 次年度の活動費が維持できず破産したとき、且つ活動できる役員がいないとき

【一部変更】（総会）

第18条

- 4 総会は前年度3月末の段階で権利を有する会員総数の20分の1以上の出席がなければ開催することができない。但し、委任状を提出した者は出席とみなす。

## 《大阪物療大学卒業生および在学生入会のための会則》

### 【追加・変更】（会員）

第8条 本会の会員は次のとおりとする。

(1) 正会員 ※賛助会員の廃止

(2) 特別会員

ア 名誉会員

イ 顧問

ウ 相談役

(3) 学生会員

- 2 正会員は物療学園がその沿革において、昭和8年私立物療学院開校以降に設置した学校を卒業した者とする。
- 3 名誉会員は役員会の推薦を経て、総会の承認を得た者とする。
- 4 顧問並びに相談役は会長が委託し、必要に応じて会長の諮問に応じ~~ず~~るものとし、その任期は会長在任期間と同一とする。
- 5 顧問並びに相談役は役員会に出席することができる。
- 6 大阪物療大学に在学する者は、学生会員となることができる。
- 7 学生会員は本会の役員業務を免除される。
- 8 学生会員は大阪物療大学を卒業する際に、手続きなく正会員に移行する。
- 9 大阪物療専門学校学友会会員であった者は、本会への入会手続きを経て会員となる。
- 10 会員は入会金及び年会費を納めなければならない。入会金および年会費に関しては細則にて定める。

### 【一部変更】（会費）

第22条 本会の入会金及び年会費は細則で定める。

- 2 入会初年度は、正会員・学生会員とも入会金及び年会費1年分を納入するものとする。
- 3 2018年度までに永年会費を支払った者も、2020年度以降は年会費を納めるものとする。
- 4 第2項の場合、学生会員は正会員となるまで、毎年の年会費納入を要する。年会費4年分を一括納入することは差し支えない。
- 5 年会費は、毎年12月末日までに納入しなければならない。
- 6 納入された入会金および年会費は、基本的に如何なる理由があっても返金しない。

### 【追加】細則

#### （会費）

第1条 本会の入会金は10,000円、年会費は2,000円とする。

以上

# 物療校友会会則（旧）

平成16年6月25日制定

## 第1章 総則

（名称）

第1条 本会は物療校友会と称する。

（目的）

第2条 本会は、物療学園の隆盛と会員相互の親睦を計り、もって医療社会に貢献することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は目的を達成するため、以下に掲げる事業を行う。

（1）物療学園の行事および事業への協力

（2）学生の就職活動への協力

（3）会員の親睦

（4）卒後教育および研究活動

（5）その他本会の目的達成のための事業

（事務所）

第4条 本会の事務所は会長宅等に置く。

（組織）

第5条 本会はその目的達成のため役員会の議決を経て必要な組織を設ける。

（部会）

第6条 本会は放射線部会、理学療法部会、作業療法部会を設ける。

（地方組織）

第7条 本会に地方組織を設けることができる。

## 第2章 会員

（会員）

第8条 本会の会員は次のとおりとする。

### 1. 正会員

（1）物療学園を卒業生した者

### 2. 賛助会員

（1）教職員で、大阪物療専門学校当時に入会をした者、ならびに、本会の目的に掲げる趣旨に賛同し入会した者。

### 3. 特別会員

（1）名誉会員、顧問、相談役

（1-1）名誉会員は、役員会の推薦を経て総会の

承認を得た者とする。

（1-2）顧問、相談役は会長が委託し、必要に応じて会長の諮問に应ずるものとし、その任期は会長在任期間とする。

（1-3）顧問、相談役は役員会に出席することができる。

（会費）

第9条 会員は、年会費を納めなければならない。年会費は、細則で定める。

（入会）

第10条 本会の目的に掲げる趣旨に賛同した者が入会届けを提出し会長の承認を得た者

とする。

（退会等）

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

（1）本人より退会届が会長に提出された場合

（2）会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

2. 長期にわたる会費の不払いならびに著しく目的に掲げる趣旨に反する行為等があった場合には、役員会の議決を経て資格の停止および退会させることができる。

## 第3章 役員

（役員の種類）

第12条 本会に次の役員を置く。

（1）会長 1名

（2）副会長 3名以内

（3）会計 1名

（4）理事 10名以内

（5）監事 2名

（役員を選任）

第13条 会長、副会長及び監事は、総会において会員の中から選出する。

2 監事は、他の役員を兼任できない。

第14条 理事は、正会員より選出し会長が委嘱する。

第15条 会計は、会長が委嘱する。

(役員職務)

第16条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が会務を遂行出来ない場合は、その職務を代行する。

3 監事は、本会の会計を監査し、業務の監督を行う。

4 監事は、結果を総会に報告する。

第17条 理事は、会務を執行する。

第18条 会計は、本会の会計事務を執行する。

(役員任期)

第19条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第20条 欠員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第4章 総会

第21条 本会の総会は、定期総会と臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会は、役員2分1以上の請求があった場合又は会長が必要と認めた場合に開催する。

4 総会は、会員総数の20分1以上の出席がなければ、開催することができない。但し、委任状を提出した者は、出席とみなす。

第22条 役員会は、本会の役員をもって構成する。

2 役員会は、必要の都度、会長が開催する。

第23条 総会の議長は、総会出席者の中から選出する。

2 役員会の議長は、会長が行う。

第24条 定期総会には、次の事項を提出し承認を得なければならない。

- (1) 事業報告及び収支決算
- (2) 事業計画案及び収支予算案
- (3) 監査報告
- (4) 役員選出(任期満了時および欠員時)

第25条 総会の議決は出席会員の過半数で決する。可否同数の場合は、議長が決する。

第26条 役員会は、会務運営に必要とする重要事項を審議し、議決については、前条に準ずる。

#### 第5章 会計

第27条 本会の会計は、年会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日をもって終わる。

#### 第6章 雑則

第29条 この会則の実施について、必要な事項は、細則で定める。

#### 第7章 付則

第30条 本会の会則は、総会出席者の2分1以上の同意がなければ変更できない。

第31条 大阪物療専門学校校友会会員であった者は、本会への入会手続を得て、会員となる。

第32条 本会則は、平成16年6月25日より施行する。

2 一部改正 平成22年4月22日(第5条)

3 一部改正 平成23年4月30日(第5条)

4 本会則は、平成25年4月1日から一部改正施行する。

(第3条~5条、第8条~13条、第15条~18条、第20条~23条、第26条、第28条~29条、第32条、第34条)

5 本会則は、平成27年4月1日から一部改正施行する。(第4条)

#### 細則

第1条 入会初年度は、年会費5年分(10,000円)を前納するものとする

第2条 年会費は2,000円とする。毎年12月末日までに納入しなければならない。ただし、賛助会員は年会費を免除する。

第3条 納入された入会金及び年会費は、如何なる理由があっても返金しない。

第4条 本会はその目的達成のため、次の組織を設ける。

- (1) 大学支援部
- (2) 組織部
- (3) 事業部
- (4) 広報部
- (5) 学術部
- (6) 庶務部

2 各部の会務運営に必要な場合は、部員をおくことができる。

3 部員は、若干名とし会長が委嘱する。

第5条 本会に、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、役員改選期の6ヶ月前に始まり改選総会終了までとする。

3 選挙管理委員会の委員は、5名以内とし、役員会が選任する。

4 役員選出の方法は、選挙管理委員会に一任する。

5 選出役員は立候補することが出来る。

第6条 本会に、表彰委員会を置く。

2 表彰委員会は、本会に著しく貢献のあった者又は名誉を高めた者及び、学術研究に功績のあった者を選び役員会に推薦する。

3 本会は表彰委員会から推薦のあった者に対し、役員会の承認を経て、表彰することができる。

4 表彰委員会の委員は、役員会で選任する。任期は2年とする。

5 表彰は、表彰状に副賞を添えて行う。

第7条 細則の改正については、役員会で決議し総会で報告しなければならない。

第8条 本細則は、平成16年6月25日より施行する。

2 本細則は、平成26年4月1日から一部改正施行する。(第4条)

# 物療校友会会則（新）

2019年6月1日制定

## 第1章 総則

（名称）

第1条 本会は物療校友会と称する。

（目的）

第2条 本会は学校法人物療学園（以下「物療学園」という）の隆盛と会員相互の親睦を図り、もって医療社会に貢献することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は目的を達成するため、以下に掲げる事業を行う。

- (1) 物療学園の行事及び事業への協力
- (2) 学生の就職活動への協力
- (3) 会員の親睦
- (4) 卒後教育及び研究活動
- (5) その他本会の目的達成のための事業

（事務所）

第4条 本会の事務所は物療学園内に置く。

（組織）

第5条 本会はその目的達成のため役員会の議決を経て必要な組織を設ける。

（部会）

第6条 本会は放射線部会、理学療法部会、作業療法部会を設ける。

（地方組織）

第7条 本会に地方組織を設けることができる。

## 第2章 会員

（会員）

第8条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員  
ア 名誉会員  
イ 顧問  
ウ 相談役

(3) 学生会員

- 2 正会員は物療学園がその沿革において、昭和8年私立物療学院開校以降に設置した学校を卒業した者とする。
- 3 名誉会員は役員会の推薦を経て、総会の承認を得た者とする。
- 4 顧問並びに相談役は会長が委託し、必要に応じて会長の諮問に応じるものとし、その任期は会長在任期間と同一とする。
- 5 顧問並びに相談役は、役員会に出席することができる。
- 6 大阪物療大学に在学する者は、学生会員となることことができる。
- 7 学生会員は本会の役員業務を免除される。
- 8 学生会員は大阪物療大学を卒業する際に、手続きなく正会員に移行する。
- 9 大阪物療専門学校校友会会員であった者は、本会への入会手続きを経て会員となる。

- 10 会員は入会金及び年会費を納めなければならない。入会金および年会費に関しては細則にて定める。

（入会等）

第9条 本会の掲げる目的に賛同した者が入会届を提出し、会長の承認を得ることにより入会とする。

- 2 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
  - (1) 任意退会したとき。
  - (2) 2019年3月31日より遡り、連続して5年以上の期間会費を滞納しているとき。
  - (3) 2019年度以降の会費納入において、各年度の前年度3月末迄に連続して2年以上の期間会費を滞納したとき。
  - (4) 除名されたとき。
- 3 会員が前項各号の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い義務を免れる。
- 4 本会は、会員がその資格を喪失した場合において、既納の入会金及び年会費並びにその他の供出金品は、これを返還しない。
- 5 第3項により喪失する権利は、総会等での選挙権、及び総会案内を含めた各種書類の発送、並びに本会主催の事業における会員特約の権利等とする。
- 6 第2項各号に該当し、その資格を喪失した者は、会員資格の復帰のための書類を提出し、復帰年度の年会費納入を確認することにより、会員資格を復帰できる。ただし、資格復帰登録日は年会費の納入日から1カ月後とする。

（退会等）

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合は、第9条第2項第1号における退会をしたものとする。

- (1) 本人より退会届が会長に提出されたとき
  - (2) 会員が死亡し又は失踪宣告を受けたとき
- 2 第2条に掲げる目的に著しく反する行為等があった場合は、役員会の議決を経て除名することができる。

（解散）

第11条 本会は次の各号のいずれかに該当する場合は解散できる。

- (1) 会員より解散案が提示され、総会の決議（会員の有権者の2分の1の賛成）があるとき
- (2) 会員数が維持できないとき
- (3) 合併するとき（合併により本会が消滅する場合）
- (4) 次年度の活動費が維持できず破産したとき、且つ活動できる役員がいなくとき

## 第3章 役員

（役員の種類）

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 会計 1名
- (4) 理事 10名以内
- (5) 監事 2名

(役員を選任)

第13条 会長・副会長及び監事は、総会において会員の中から選任する。

2 監事は他の役員を兼任できない。

(理事)

第14条 理事は役員会において正会員より選任し、会長が委嘱する。

(会計)

第15条 会計は会長が委嘱する。

(役員職務)

第16条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長が会務を遂行出来ない場合はその職務を代行する。

3 会計は本会の会計事務を執行する。

4 理事は会務を執行する。

5 監事は本会の会計を監査し、監査結果を総会に報告する。

(任期)

第17条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 欠員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第4章 総会・役員会

(総会)

第18条 本会の総会は、定期総会と臨時総会とする。

2 定期総会は毎年1回開催する。

3 臨時総会は役員2分の1以上の請求があった場合、又は会長が必要と認めた場合に開催する。

4 総会は前年度3月末の段階で権利を有する会員総数の20分の1以上の出席がなければ、開催することができない。但し、委任状を提出した者は出席とみなす。

5 総会の議長は総会出席者の中から選任する。

6 定期総会には次の事項を提出し、承認を得なければならない。

(1) 事業報告及び収支決算

(2) 事業計画案及び収支予算案

(3) 監査報告

(4) 役員選任(任期満了時及び欠員時)

7 総会の議決は出席会員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

(役員会)

第19条 役員会は本会の役員をもって構成する。

2 役員会は必要の都度、会長が開催する。

3 役員会の議長は会長が行う。

4 役員会は会務運営に必要とする重要事項を審議し、議決は出席役員過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決する。

#### 第5章 会計

(会計)

第20条 本会の会計は入会金及び年会費、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(入会金・年会費)

第22条 本会の入会金及び年会費は細則で定める。

2 入会初年度は正会員・学生会員とも、入会金及び年会費1年分を納入するものとする。

3 2018年度までに永年会費を支払った者も2020年度以降は年会費を納めるものとする。

4 第2項の場合、学生会員は正会員となるまで毎年の年会費納入を要する。年会費4年分を一括納入することは差し支えない。

5 年会費は毎年12月末日までに納入しなければならない。

6 納入された入会金および年会費は、基本的に如何なる理由があっても返金しない。

#### 第6章 雑則

(細則)

第23条 この会則の実施について必要な事項は、細則で定める。

#### 第7章 付則

(改正)

第24条 本会の会則は総会出席者の2分の1以上の同意がなければ改正できない。

(付則)

本会則は、2004年6月25日より施行する。

2 一部改正 2010年4月22日(第5条)

3 一部改正 2011年4月30日(第5条)

4 一部改正 2013年4月1日(第3条~第5条、第8条~第13条、第15条~第18条、第20条~第23条、第26条、第28条~第29条、第32条、第34条)

5 一部改正 2015年4月1日(第4条)

6 本会則は2019年4月1日から一部改正施行する。(第8条~第11条、第27条、第32条)

## 物療校友会細則

2019年6月1日

### (会費)

第1条 本会の入会金は10,000円、年会費は2,000円とする。

### (組織)

第2条 本会はその目的達成のため、次の組織を設ける。

- (1) 事業部
  - (2) 学術部
  - (3) 広報部
  - (4) 庶務部
- 2 各部の会務運営に必要な場合は部員をおくことができる。
- 3 第2項の部員は若干名とし会長が委嘱する。

### (選挙管理委員会)

第3条 本会に選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は、役員改選期の6ヵ月前に始まり、改選総会終了迄とする。
- 3 選挙管理委員会の委員は5名以内とし、役員会が選任する。
- 4 役員選任の方法は選挙管理委員会に一任する。
- 5 役員は立候補することができる。

### (表彰委員会)

第4条 本会に表彰委員会を置く。

- 2 表彰委員会は、本会に著しく貢献のあった者又は名誉を高めた者、及び学術貢献に功績のあった者を選び役員会に推薦する。
- 3 本会は表彰委員会から推薦のあった者に対し役員会の承認を経て表彰することができる。
- 4 表彰委員会の委員は、役員会で選任する。任期は2年とする。
- 5 表彰は、表彰状に副賞を添えて行う。

### (改正)

第5条 細則の改正については役員会で決議し、総会で報告しなければならない。

### (付則)

本細則は、2004年6月25日より施行する。

- 2 本細則は、2014年4月1日から一部改正施行する。
- 3 本細則は、2019年6月1日より一部改正施行する。(第1条、第2条、第4条、第8条)